

## 農場管理獣医師協会家畜飼育管理マニュアル

農場管理獣医師協会家畜飼育管理マニュアルは、Ⅰ. 家畜の管理については長野県松本家畜保健衛生所の信州コンフォート畜産認定基準検討委員会作成「信州コンフォート畜産の基準」を参考にした。Ⅱ. 農場管理獣医師の産業動物医療指針については社団法人日本獣医師会の動物臨床行動規範「産業動物の医療の指針」を参考にし、これに準拠し、農場における集団衛生管理に関する事項を付加したものである。Ⅲ. 生産履歴情報の記録と書類の保存および公開については農場管理獣医師協会の趣旨と会則に則っている。Ⅳ. 認証基準については前記三項目を基に農場管理獣医師協会の委員会により策定された。このほか埼玉県「彩の国畜産物生産ガイドライン」を参考にしている。

本マニュアルの責任は当協会にあり、前記の機関に対して責任の追及や対応を求めることは出来ない。

### 目 次

<b>I. 家畜の管理</b> .....	1
(総論).....	1
(乳牛).....	1
(まえがき).....	9
(目的及び基本理念).....	9
(一般行動指針).....	9
(法令の遵守).....	9
(立入と検証の受入).....	10
(診療技術水準の確保).....	10
(インフォームド・コンセント).....	10
(医薬品の使用等).....	10
(診療簿の記載・保存及び診断書等の交付).....	11
(農場等に対する指導).....	11
(動物愛護と福祉).....	12
(診療施設の管理・運営).....	12
(個人情報の保護).....	13
<b>Ⅲ. 生産履歴情報の記録と書類の保存および公開</b> .....	13
(農場の場合).....	13
(農場管理獣医師の場合).....	13
<b>Ⅳ. 認証基準</b> .....	13
(農場認証).....	13
(個体認証).....	14

## I. 家畜の管理

### (総論)

家畜の管理は「動物の愛護及び管理に関する法律」(法律第105号)、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(総理府告示第22号)、「産業動物の飼養及び保管に関する基準の解説」(産業動物飼養保管研究会、ぎょうせい)、ならびに「飼養衛生管理基準」(家畜伝染病予防法施行規則第21条)に精通するとともに、以下の内容を含む病気、異常行動を熟知しなければならない。

#### 1) 肉体的異常性の識別

外貌的正常性を確認する手法に精通する。形態(BCS、蹄、乳房、乳頭など)、姿勢、歩様、活動性、鼻汁・ふるえ、下痢など。

#### 2) 一般的な病気の兆候、その予防と制御

#### 3) 栄養要求

各畜種に関して、齢・生理的状态に伴う適切な栄養要求についての基礎知識を得る。

#### 4) 正常行動、異常行動、恐怖のサイン

各畜種の正常行動を知り、異常行動の原因、対処法を理解する。

#### 5) 環境要求

温熱環境、大気環境、光環境、社会環境、収容施設環境とストレス性との関係を理解する。

#### 6) 愛護的取り扱い方法

苦痛のともなう処置(注射、削蹄、除角、去勢、切歯、番号付け)に熟練する。取り扱いの方法とストレスとの関係を理解する。

#### 7) 安楽死の方法

激しい苦痛やストレス状態にある場合、適切に人道的に安楽死させる。安楽死の方法は「動物の処分方法に関する指針」(総理府告示第40号)に則り、「動物の処分方法に関する指針の解説」(内閣総理大臣官房管理室監修、動物処分方法関係専門委員会編、社団法人日本獣医師会)等を参照して実施する。

### (乳牛)

#### 1) 病気・怪我

##### 家畜の状態・反応

- ・ 健康監視：生産病、感染症、畜舎・管理による怪我などを常時点検する。例えば、代謝障害(低カルシウム血症、低マグネシウム血症、ケトージス、第四胃変位、蹄葉炎、鼓張症、アシドーシス)、敗血症、腸炎、難産、繰り返される怪我、呼吸器病、ボディコンディション、ダウナー症候群など。もし、群全体の成績が許容範囲を超えた場合あるいは事故や淘汰牛の数が計画を越えた場合、問題解決に向けて飼養管理を変更する。
- ・ 早急な診断と処置：病畜の早急で適切な診断・処置を実施するように努力する。
- ・ 乾乳期間：最低25日とする。全ての乾乳牛について歩様スコア点検を年に1回は実施する。問題が生じたら、フットケア計画を立てる。(歩様スコア：1. 歩様に不均衡性無し。圧痛なし。2. 不均衡歩様。やや圧痛、脚の外転あるいは内転。3. やや明瞭な跛行だが、行動には支障なし。4. 明瞭な跛行。回転が困難。行動様式が影響され、少し体重減。5. 起き上がりが極めて困難。歩行困難、行動様式が影響され、著しい体重減)
- ・ 衛生：乳房炎の危険をなくすように、最高レベルの衛生基準を取り入れる。
  - ①牛を清潔にする。特に乳房と乳頭。
  - ②パーラーへの進入時には、牛の乳房、乳頭、胴を清潔にし、乾燥させ、皮膚をただれさせないこと。
  - ③管理者は乳頭を触る場合は手を清潔にする。清潔な搾乳手袋を使用する。乳頭洗浄用タオルは1頭ごとに新しい紙タオルや布タオルとする。
  - ④乳房炎は適切に処置し、関与する要因を正す。
  - ⑤乳房炎率が2ヶ月間の目標率を上回る場合、関与する菌を特定する。
  - ⑥乳房炎牛には印をし、最後に搾乳し、乳は最低限の滅菌をして子牛哺乳用に利用するか、廃棄する。ほかの方法としては、別の搾乳機やバケットを使う。
  - ⑦群としての体細胞数、個体の臨床性乳房炎、乳房炎軟膏の使用を記録する。記録は全ての医療行為開始と終了についても記録する。
  - ⑧搾乳機器は適切に管理する。
  - ⑨全乳頭の消毒をする。乳頭が乾燥したり、ヒビ切れたり、裂けている場合は皮膚軟化薬を使用する。
  - ⑩搾乳終了後、乳頭管括約筋が閉じるように30分程度立たせておくようにする。
  - ⑪乾乳牛の乳房炎の危険を最小にすべく対策を講じる。

- ・ 個体識別用に首輪、尾バンド、耳標、脚輪を付ける場合、不必要な苦痛とストレスを避ける。マーキングは不必要な苦痛とストレスを避けるように実施する。一時的マーキング剤は毒性のない、家畜用のクレヨン、ペンキ、チョークなどを使用する。
- ・ 搬入家畜の管理：導入家畜は、必要なら隔離し、群に入れる前に健康管理計画に従い、ワクチンを投与し、病気、寄生虫、その他の健康問題に適切に対処する。
- ・ 衰弱・罹患子牛：子牛の低体温症を防止するため、適切な予防措置を行う。健康な子牛では風のない状態では13～25℃が適温域といわれ、比較的低環境温に対応できる。しかし、輸送や絶食させられた新生子牛や病畜子牛では体温調節が適切に行われず、低体温症になることがあるので注意する。よく換気された建物に収容し、乾燥した敷料を厚く敷き、すきま風に注意し、あるいは補助熱源を利用することで低体温症になることを避ける。
- ・ 健康管理計画：健康管理計画を作成し、定期的な獣医師と相談の上、改訂する。ワクチネーション等の健康管理計画、疾病と死亡の原因と予防計画、群全体の生産性低下の許容範囲(目標)、衛生管理マニュアルの整備など。
- ・ 搾乳機器：機器のテストを少なくとも年に1回行う。機器を適切に施工、機能させ、維持する。
  - ①不十分な搾乳や過搾乳を避ける。
  - ②適正なティートカップライナーを選ぶ。
  - ③ティートカップライナーを毎日点検し、破損、劣化したライナーは交換する。
  - ④ライナーは定期的に交換する。
  - ⑤適正な拍動比(パルスレーション)を確認する。
  - ⑥真空調節器は適正に機能させ、真空圧の変動を防ぐ。
- ・ 寄生虫制御：外部・内部寄生虫感染を防除し、制御する処置を行う。
- ・ 蹄管理：全ての牛の蹄は、年1回異常摩耗、感染、伸びすぎの観点から点検するか、削蹄師の指導に従って点検する。蹄の管理も健康管理計画に入れる。
- ・ 有害物の使用制限：防虫・防かび剤の使用を除き、塗装・木材防腐剤・殺菌剤からの有毒ガスやそれらの表面に接しないようにする。柵や壁をかじらないようにする目的で、薬品(クレオソート等)を使わない。
- ・ 清掃・消毒：畜舎や牛房の内装表面は、容易に清掃・消毒でき、必要ならば容易に取り替えられるようにする。

## 2) 餌と水

### 家畜の状態・反応

- ・ 健康と繁殖性を保持できるようなボディコンディションとする。いかなる時でも2以下にしない。
 

スコア1：衰弱：椎骨の棘突起、横突起が顕著で、脂肪に全く覆われず、尾根部周囲は深くくぼみ、腰部は深く陥没。

スコア2：骨格が明瞭：棘突起、横突起が顕著だが、薄く均等に脂肪が覆い、尾根部周囲は浅くくぼむ。

スコア3：中庸：骨格の形とそれの覆いがバランスよい：棘突起と横突起に丸みがあり、筋肉の発達もよく、尾根部周囲に窪みもなく、腰部は軽く窪む。

スコア4：骨格不明瞭：棘突起は線として見えるだけで、脂肪被覆が多いが、固い。横突起は不明瞭で、尾根部周囲は脂肪で覆われ、腰部にも窪み無し。

スコア5：肥満：棘突起も横突起も不明瞭。脂肪被覆は多く、軟らかい。尾根部は脂肪組織の厚い層により埋没。

### 管理

- ・ 給餌：毎日給餌する。餌を突然変更しない。飼槽は清潔にし、古い餌は除去する。自動給餌機は清潔に、古い餌を除去し、良好な状態に保つ。不適切な飼料への接近を最小にする。有毒植物、不適切な飼料を給与しない。常時清潔で新鮮な水を利用できるようにする。放牧の場合は、自然の流水利用は望ましくないが、利用する場合は病気感染のリスクを避ける。川、池、小川への糞尿汚染を避ける。

### 手段

- ・ 給餌：養分要求量を満たす。2週齢以上のウシには反芻ができる十分な粗飼料を給与する。15週齢までは最低、乾物で100～200gは必要である。繊維質飼料には反芻を刺激し、アシドーシスを起こさないような質と長さを確保する。競争を起こさせないように十分な飼槽幅とする。
- ・ 生体重600～700kgの乳牛用の最低飼槽幅は、サイレージの自由摂取用では20～25cm/頭、コンプリートフィードとかサイレージ・濃厚飼料給与の場合では、75cm/頭とする。給餌・給水施設は餌や水の汚染が最小に抑えられるように設計・構築・設置・維持する。泌乳牛は牛乳1リットル当たり約5リットル飲水するため、その量は最低供給する。ウォーターカップ利用時には、少なくとも10頭あたり1個は設置する(乾物の多い配合飼料の場合には、少なくとも6頭あたり1個)。
- ・ 水槽・カップは常に清潔にし、水が供給されていることを毎日確認する。草地では、水槽周りが過度に泥濁化しないよ

うに管理する。可能ならば、コンクリート上に設置する。

- ・ 8日齢以上の子牛は、清潔で、新鮮な水を常時飲めるようにする。飼槽は床高と同じか高いレベルにする。
- ・ 子牛には母牛あるいは他の母牛の初乳、あるいは凍結初乳を適正に給与する。生後4時間以内に哺乳瓶あるいはカテーテルを用いて1~2リットルの初乳を給与する。続く4~6時間以内に初乳あるいは全乳を2リットル与える。3~4日齢までは初乳を1日3~4リットル飲ませるのがよい。雌子牛のみならず雄子牛にも適用する。子牛には牛乳あるいは代用乳を5週齢まで毎日給与する。人工乳を十分に摂取できる(1日1kg程度)までは離乳しない。
- ・ 離乳前の子牛には、嗜好性の良い人工乳と新鮮で清潔な水を8日齢後常時給与する。2週齢以上になったら、ルーメンの発達を刺激するため消化性の良い繊維質を含む粗飼料や飼料を給与する。牛乳あるいは代用乳の給与は乳首哺乳とし、乳首の高さは頸が水平かやや高く傾くように設置する。

### 3) 物理環境

#### 家畜の状態・反応

- ・ 飼育環境の不備の指標を点検する。すなわち頸のタコ、乳頭/乳房損傷、跛行、趾間腐爛、膿瘍、慢性的傷跡、肘・膝の腫脹/タコ、傷のある蹄、浮腫した肢、血腫、折れた尾(脊椎の線からずれている状態)など。繋留方式では、自ら踏むか人にねじられるかの原因で尾が折れている場合が多々見られる。従って飼育環境の不備の指標となる。
- ・ 飼育環境による怪我を防ぐ：屋外・屋内飼育いずれにおいても、怪我が再発するようであってはならない。(怪我とは、擦り傷や偶発的な当たり傷よりも明らかに重篤で、表面がでこぼこの跡になるような深い傷)。動きの自由：自己身繕い行動ができ、横臥でき、四肢を伸ばせ、起き上がることが容易にできるようにする。暑熱ストレス(パンティング・多呼吸)や寒冷ストレス(震え)が起こっていないことを確認する

#### 管理

- ・ 施設の記録：全ての建物に関して、ウェルフェアに関係したキーポイントを作業日誌あるいは農場配置図に書いておく。総床面積、フリーストールの数あるいは敷料の入った場所、齢、体重、飼槽・水槽・ベッドの容積・数と牛の数との関係など。
- ・ 通路の維持：肢蹄に損傷を起こさないように維持し、少なくとも除糞頻度は1日2回とする。

#### 手段

- ・ 怪我やストレスをかけるような鋭利な角や突起がないことを確認する。追い込み場、取り扱い施設も含め、床や設置物は注意深く設計・設置・維持し、定期的に点検する。空気の汚れ(塵およびアンモニアガス)は、ヒトに著しく不快なレベルにしない。(目安：吸入する塵は10mg/m<sup>3</sup>以下、アンモニアガスは25ppm以下。ヒトは5ppmの濃度で感知し始め、10ppmで強いニオイとして感じる。25ppmで眼や気管支が刺激を受ける)。分娩牛は群れから離し、清潔で、乾燥し、常時給水されている場所で分娩させる。単飼牛房の使用が望ましい。
- ・ 分娩房の設計：分娩牛を畜舎内で飼う場合、以下を満たすこと。
  - ①母牛と子牛を安全に世話できる保定装置を有し、清潔で、敷料の入った場所とする。
  - ②飲水可能。
  - ③クローズアップ牛(分娩前3週間)は他の牛や他の家畜から分けて飼う。
  - ④個別牛房が望ましい。
  - ⑤搾乳施設を準備する。
- ・ 分娩の環境条件：子牛に害の無いように、空気の循環(酸素濃度15%以下では呼吸数は増加する。平常空気中では20%程度)、塵レベル(10mg/m<sup>3</sup>以下)、温度(13~25°Cが適温域)、湿度(蒸散による放熱に影響する)、ガス濃度(特にアンモニアレベル25ppm以下)が許容範囲内になるように断熱、加温、換気を行う。分娩や治療牛房の内装は容易に浄化できるような材質とする。表面は滑らかで、浸透しないようにする。
- ・ 積み込み施設：路の傾斜は20%以下とし、清潔にし、よく排水する。積み込み傾斜路と側板は牛が滑落しないように設置する。積み込み傾斜路は一般にコンクリートか土であるが、コンクリートの場合、踏み込み用小割板を適切に設置し、敷料で被う。平行かやや傾斜のある程度の積み込み場や斜路を準備することも考える。
- ・ カーフハッチ(子牛房も同様)：困難なく立ち上がり、転回し、横臥し、休息し、自己身繕いできるようにする。
- ・ 暑熱ストレスや環境温度の変動を最小にする素材で作る。過度の湿度・アンモニアガス上昇、結露をおこさないようにする。
- ・ 子牛の繋留飼育は禁止する。排水の良いところに置き、地面に固定し、暴風に耐えられるようにする。庇陰し、通常の気象には晒さない。すきま風をなくし、ハッチ内に十分な敷料を入れる。常時、乾燥した敷料を使えるようにする。サイズは齢、品種にあったものとする。隣接するハッチにいる他の子牛の姿、声がわかるようにする。清掃や消毒が容易な素材を用いる。

#### <フリーストール飼育の場合>

- ・ フリーストール：ストールの数以上に牛を入れない。敷料を入れない場所は、スノコが平床とし少なくとも1日1回は掃除する。清潔で、乾燥し、安楽なベッドとし、糞尿汚染に気をつける。最低7~8cm厚のベッドとする。清潔な敷料を入れる。マットは敷料を薄く敷いて使う。ベッドと通路の段差：除糞時にスラリーがベッドに押し込まれないようにし、牛が頭から入るようにする。蹄への衝撃による損傷をもたらさないような段差（後部縁石の高さは30cm以上にはしない。25cm程度が妥当。）とする。
- ・ 搾乳待機場、保定場、誘導通路等の施設：床は滑落の危険を避けるように、スリッパしない材料で作し、維持する（砂、マット、必要ならば他の材料）。蹄の損傷を起こさないように粗くせず、滑落しないように滑りやすくもしない。表面の滑らかなコンクリート床には1cm深程度の溝を付けるか、滑落防止加工とする。仕上げしないコンクリート床でも良い。

#### <放牧飼育の場合>

- ・ 日陰：日中温度が30°Cを継続的に超える場合、日陰を作る。全頭が同時に入れる広さとする。木陰利用の場合には、吸血昆虫も集まるので注意する。繋骨を超えるぬかるみは作らない。
- ・ ストール飼育 幅1.2m長さ(0.7+(0.95×体長))m
- ・ 最低限の敷料入り床面積は表1のとおりとする。

表1 ストール飼育・フリーストール飼育の敷料入り床面積

体重等	面積等
100kg 以下	1.5 m <sup>2</sup>
101~250kg	2.5 m <sup>2</sup>
251~350kg	3.5 m <sup>2</sup>
351~450kg	4.5 m <sup>2</sup>
451~550kg	5.0 m <sup>2</sup>
551~600kg	5.5 m <sup>2</sup>
601~650kg	6.0 m <sup>2</sup>
651~700kg	6.25 m <sup>2</sup>
701kg 以上	6.5 m <sup>2</sup>

#### 4) 正常行動

##### 家畜の状態・反応

- ・ 行動的問題の緩和：異常行動が繰り返される場合は問題が無くなるまで、エンリッチメント処置を実施する。エンリッチメントとは、正常行動を発現させる刺激を与えることである。牛は、巻き舌で摂食するような行動がプログラムされている。その行動ができるように長尺物の粗飼料を給与することや、子牛ではおしゃぶりを引き出すために、空のニップルを提示することなどがエンリッチメント処理である。舌遊び(舌を丸めたり、伸ばしたりを繰り返す)、異物舐め(固形物の繰り返しの舐め/嚙り)、臍帯吸引、耳しゃぶり、執拗な尿舐め、などは典型的な異常行動である。

##### 管理

- ・ 悪天候の場合を除き、少なくとも1日4~5時間は放牧や運動をさせる。
- ・ 離乳：5週齢以前には離乳しない。単飼牛房から群飼への子牛の移動は離乳と同時にすべきではない。両処置は子牛にとってストレスであり、別々に行う。
- ・ 導入子牛：異なる場所から来る子牛をすぐに混群しない。到着時、離乳していない子牛は快適環境で休ませる。5日齢以下での移動は行わない。

##### 手段

- ・ 発情時の乗駕行動ができる高さにする。8週齢以降は単独では飼わない。それ以前に使う子牛房は、幅は体高以上(脚を伸ばして横臥できる幅)とし、長さは体長の1.1倍以上とする。牛房の壁面は柵状とし、隣接牛房の牛が見え、声が聞こえるようにする。哺乳子牛を群飼する場合、不適切な吸引行動(臍帯吸引、耳しゃぶり、執拗な尿舐めなど)をさけるための適切な器具(空のニップルなど)を用意する。

#### 5) 恐怖

##### 家畜の状態・反応



きなかった死は、獣医師に相談し、原因を検討する。

#### 管理

- ・ 導入家畜の管理：導入する家畜は、必要なら隔離し、群に入れる前に健康管理計画に従い、ワクチネーションし、病気、寄生虫、その他の健康問題に適切に対処する。
- ・ 識別管理：個体識別用に首輪、鎖、尾バンド、耳標を付ける場合、不必要な苦痛とストレスを避け装着・調整する。マーキングは家畜に不必要な苦痛とストレスを避けるように実施する。マーキングは家畜用に開発されたクレヨン、ペンキ、チョークなど毒性のないものとする。
- ・ 衰弱・罹患子牛：輸送され、絶食させられた子牛および病畜子牛は低体温症になりやすい。このような子牛は、換気の良い畜舎よりも、囲われて、厚く乾燥した敷料が敷かれた場所で、すきま風を避け、あるいは保温し、低体温になることを避ける。もし草地で分娩させるなら、乾燥した分娩場がある草地を準備し、自然あるいは人工の庇蔭場を利用できるようにする。
- ・ 隔離子牛：感染症の危険がある場合、隔離する。

#### <群飼の場合>

- ・ 群飼：飼育密度が高い状況では有角牛と除角牛を同居させない。混群する場合は、飼育密度を下げ、角に保護カバーを付けるなどして、怪我をさせないようにする。

#### 手段

- ・ 健康管理計画：ワクチネーション等の健康管理計画、疾病と死亡の原因と予防計画、群全体の生産性低下の許容範囲、衛生管理マニュアルの整備など。
- ・ 寄生虫制御：外部・内部寄生虫感染を防除し、制御する処置を行う。

#### <舎飼の場合>

- ・ 照明：舎飼の場合、ウシを常時点検できるような適切な照明とする。

## 2) 餌と水

#### 家畜の状態・反応

- ・ 補助飼料：栄養欠乏が起こりうる餌や環境で飼育してはならない。管理者は、ミネラルやビタミン欠乏状況を把握し、改善しなければならない。

#### <繁殖牛飼育>

- ・ 健康と繁殖性を保持できるようなボディコンディションとする。4 以上にする。2 以下の時にはすぐ対処する。BCS を離乳時、離乳後 30 日、分娩前 90 日、分娩時、受胎時に記録する。  
 スコア 1：衰弱(非常にやせている)：骨ばっている。                      スコア 2：貧弱(やせている)：骨が浮き出て非常に痩せている。  
 スコア 3：痩せ(やややせている)：薄く脂肪が覆っている。スコア 4：最低線(やせ気味)：肋骨、肩、尻に軽く脂肪が乗る。  
 スコア 5：普通：体全体に軽く脂肪が乗る。                                      スコア 6：良好(太り気味)：中庸な脂肪が覆う。  
 スコア 7：非常に良好：骨格を覆う脂肪が適度。                      スコア 8：太っている：尾根部や胸垂に脂肪蓄積。  
 スコア 9：肥満(非常に太っている)：尾根などに過度の脂肪蓄積。

#### 管理

- ・ 毎日給餌する。餌を突然変更しない。飼槽は清潔にし、古い餌は除去する。自動給餌機は定期的に掃除し、良好な状態に保つ。有毒植物、不適切な飼料、鳥類や害虫に汚染された貯蔵飼料を給与しない。常時水を飲めるようにする。一般に 1 日当たりの要求量は、生体重 1kg 当たり 0.1kg 程度である。子牛がいる場合は、乳量 1kg に対して 3 リットル程度の水要求量があるので、その点も考慮する。水槽は清潔にする。自動給水の場合は、もし代替システムが利用できないのならば、少なくとも 1 日 1 回は点検する。放牧地で給水する場合は、常時利用可能な給水とする。

#### 手段

- ・ 給餌：養分要求量を満たす。2 週齢以上の牛には反芻が出来る十分な粗飼料を給与する。15 週齢までは最低、乾物で 100～200g は必要である。繊維質飼料はアシドーシスを起こさないような質と長さにする。
- ・ 競争を起こさせないように十分な量の飼料を給与する。飼料を制限する場合は、競争を避けるように飼槽幅を広げる。
- ・ 制限給餌時および不断給餌時の最低飼槽幅は表 1 のとおりとする。

表1 最低飼槽幅

体重	制限給餌	不断給餌
100kg	35cm	10cm
200kg	40cm	10cm
300kg	50cm	12.5cm
400kg	60cm	15cm
500kg	70cm	15cm
600kg 以上	75cm	20cm

- 給餌・給水施設は餌や水の汚染が最小に抑えられるように設計・構築・設置・維持する。水槽は周りが泥濘化しないように、できるならばコンクリートの上に設置する。放牧牛に最大の摂食量を期待する場合、飲水に長距離移動させない。冬期間には、水槽を凍らせないで常時利用できるようにする。水消費量を定期的にチェックし、必要ならば調整する。泥濘化させないように排水を考え、飼槽と出入り口は傾斜の底や傾斜から離して設置する。

#### <繁殖牛飼育>

- 子牛には母牛あるいは他の母牛の初乳、あるいは凍結初乳を適切に給与する。生後8時間以内に給与し、24時間は吸乳させる。24時間以内に6リットルは補給する。続く48時間以内に初乳あるいは全乳を1日少なくとも2回に分けて6リットルは飲ませる。8日齢以上の牛は、清潔で、新鮮な水を常時飲めるようにする。

#### 3)物理環境

##### 家畜の状態・反応

- 飼育環境の不備の指標を点検する。頸のタコ、乳頭/乳房損傷、跛行、趾間腐爛、膿瘍、慢性的傷跡、肘・膝の腫脹/タコ、傷のある蹄、膨潤した脚、血腫、折れた尾(脊椎の線からずれている状態)など。繋留方式では、自ら踏むか人にねじられるかの原因で尾が折れている場合が多々見られる。従ってこれらは飼育環境の不備の指標となる。怪我を与えるような物理的構造としない。怪我とは、擦り傷や偶発的な当たり傷よりも明らかに重篤で、表面がでこぼこの跡になるような深い傷。追い込み場、取り扱い施設、家畜が接近できる床や付帯設備を含む内装など。動きの自由：困難無く自己身繕いができ、横臥でき、四肢を伸ばせ、起き上がることができるようにする。
- 暑熱ストレス(パンティング・多呼吸)や寒冷ストレス(震え)が起こらないようにする。

#### <繁殖牛飼育>

- 分娩監視：分娩予定の未経産牛は分娩が近づいたら毎日監視する。特に難産に注意して監視する。少なくとも1日1回は監視するが、難産経験、産次、放牧にあっては草地状態、気象状態によってはもっと多くしなければならない。

##### 管理

- 通路や床の維持：肢蹄に損傷を起こさないように維持する。
- 空気の汚れは、ヒトに著しく不快なレベルにしない。

##### 手段

- 有害物の使用制限：塗装・木材防腐剤・殺菌剤からの有毒ガスやそれらの塗布表面に牛を晒さないようにする。
- 暑熱・寒冷ストレスがかからないようにする。放牧の場合は、激しい温熱変化に対処できる場所を利用できるようにする。品種間差、齢、気象条件、自然の庇蔭場所・日陰などを勘案する。体温調節行動ができる場所を作り、自然の庇蔭場所とか障壁が利用できるようにする。
- 横臥スペース：よく排水し、乾燥した敷料を入れる。全頭が同時に正常な休息姿勢で休める広さが必要。最低限の敷料入り床面積は表2のとおりとする。

表2 ストール飼育・フリーストール飼育の敷料入り床面積

体重等	面積等
100kg 以下	1.5 m <sup>2</sup>
101~250kg	2.5 m <sup>2</sup>
251~350kg	3.5 m <sup>2</sup>
351~450kg	4.5 m <sup>2</sup>
451~550kg	5.0 m <sup>2</sup>
551~600kg	5.5 m <sup>2</sup>
601~650kg	6.0 m <sup>2</sup>
651~700kg	6.25 m <sup>2</sup>
701kg 以上	6.5 m <sup>2</sup>

- ・ 牛房の平床：水や尿が床にしみこまないようにする。滑らず、蹄の過度の摩耗も起こさないようにする。それらは、溝切りコンクリート床、仕上げをしていないコンクリート床、一部スノコ床、プラスチック被覆メタル床、あるいはゴムマットである。菱形溝きりは深さ1cmで10cm辺が適当である。休息用、病畜用、分娩用の床は、水分を吸収できる敷料やゴムマットで覆う。清掃に適した内装：分娩牛房と病畜牛房の内装は、簡単に清掃できるようにする。保定枠の維持：保定枠は牛のサイズに合うように、滑らないように作る。
- ・ 積み込み用施設：20%以下の傾斜台を備える。清潔にし、排水する。滑落や墜落を避けるため、積載用傾斜台と車の

荷台には側壁を設ける。積載用傾斜台には、間隔を置いて小割板を設置する。

#### <繁殖牛飼育>

- ・ 分娩房：分娩に使える場所を確保する。特に初産牛や難産経験のある牛用として使う。管理者が安全に世話できるくらいの面積を持ち、保定場の近くで、敷料のある休息場を作る。
- ・ 子牛に害の無いように、空気の循環(酸素濃度15%以下では呼吸数は増加する。平常空気中では20%程度)、塵レベル(10mg/m<sup>3</sup>以下)、温度(13~25°Cが適温域)、湿度(蒸散による放熱に影響する)、ガス濃度(特にアンモニアレベル25ppm以下)が許容範囲内になるように断熱、加温、換気を行う。

#### 4) 正常行動

##### 家畜の状態・反応

- ・ 行動的問題の緩和：異常行動が繰り返され場合、エンリッチメント処置を実施する。エンリッチメントとは、正常行動を発現させる刺激を与えることである。ウシは巻き舌で摂食するような行動がプログラムされている。その行動ができるように長尺物の粗飼料を給与することや、子牛ではおしゃぶり行動を引き出すために、空のニップルを提示することなどがエンリッチメント処理である。舌遊び(舌を丸めたり、伸ばしたりを繰り返す)、異物舐め(固形物の繰り返しの舐め/嚙り)、臍帯吸引、耳しゃぶり、執拗な尿舐め、などは典型的な異常行動である。

##### 管理

- ・ 以下の場合並びに短時間を除き、繋留しない。以下の場合でも4時間以内。①検査、採血、獣医学的処置。②給餌。③識別処置、洗浄、体重測定。④畜舎清掃。⑤人工授精。⑥輸送のための積載前。
- ・ 導入子牛：異なる場所から来る子牛をすぐに混群しない。到着時、離乳していない子牛は快適環境で休ませる。5日齢以下での移動は行わない。

#### <繁殖牛飼育>

- ・ 離乳：5週齢以前に離乳しない。単飼牛房から群飼牛房への子牛の移動は離乳と同時にすべきではない。両処置は子牛にとってストレスであり、別々に行う。
- ・ 悪天候の場合を除き、少なくとも1日4~5時間の放牧や運動をさせる。

##### 手段

- ・ 発情時の乗駕行動ができる高さにする。8週齢以降は単独では飼わない。それ以前に使う単飼牛房は、幅は体高以上(脚を伸ばして横臥できる幅)とし、長さは体長の1.1倍以上とする。牛房の壁面は柵状様とし、隣接牛房の牛が見え、接触できるようにする。子牛同士の不適切な吸引行動をさけるための適切な器具(空のニップルなど)を用意する。

#### 5) 恐怖

##### 家畜の状態・反応

- ・ 目をむき出し、うなるような悲鳴をあげ、強烈な逃避反応を示す等の情動行動をおこす処置をしない。

##### 管理

- ・ 全ての柵は定期的に点検し、維持する。電気柵は接触することで瞬間的以上の不快を牛に与えないように設計・設置・利用・維持する。不必要な痛みやストレスをかけないよう心がけ、常時静かにしっかりと取り扱う。ストレス要因を予測する：取扱い上起こりうるストレス要因を理解し、特定できるように訓練する。視界の広さ、移動物に対する遠距離

からの可視性に鑑み、遠くの激しい動きが見えないようにする。聴覚の鋭さに鑑み、大きな音を制限する。群居性に鑑み、隔離しない。通路での取扱い：出口が開けていないなら、追い立てない。出口を通すのに、走るように追い立てない。

- ・ 取扱い補助具：手の延長として、棒や旗を利用する。叩くために使わない。電気ムチは使用を禁止するが、牛と人の安全が脅かされる場合、最後の手段としてのみ使用する。
- ・ ダウナー：どのような器具を使おうとも、不必要な苦痛やストレスを与えないように世話をする。体の一部だけによる鎖によるつり上げ、肉体的損傷をさらに起こしうる方法は禁止する。
- ・ 外科的許容処置：焼灼による除角は4か月齢以内とし、それ以降は局所麻酔をする。除角ペースト(水酸化ナトリウム、水酸化カリウム)とスクープ法は使わない。仲間の牛や人に危険でないならば、齢の進んだウシの除角は避けるようにする。成牛を除角する場合は、局所麻酔下で行う。雄子牛は出来るだけ若い齢で去勢する。バンドのような無血去勢も可(24時間齢以降7日齢前)。2か月齢以降の外科的去勢(切除、挫滅)は局所麻酔下で行う。より齢の進んだ体重のある雄の場合、局所麻酔し、止血の用意をする。

<繁殖牛飼育にのみ適用する項目>

- ・ 群への導入の点検：初産牛を群に導入する場合は頻繁に観察する。分娩補助具：分娩の補助としてのみ使用し、子牛を早く出す目的で使わない。使用前に、子牛と母牛の双方に過度の苦痛とストレスがかかることがないこと、および自然分娩が期待されかを確かめる。分娩誘起をルーチンとしない。

手段

<群飼の場合>

- ・ 通路の設計：2頭のウシが自由に同時通行できるような幅、構造とする。追い込み用通路は戻込みせず、1列でスムーズに移動できるように設計する。

## II. 農場管理獣医師の産業動物医療指針

(まえがき)

農場管理獣医師協会は、本協会会員獣医師の行動規範とするため、日本獣医師会が定めた「産業動物医療の指針」に準拠し、農場における集団衛生管理に関する事項を付加して「農場管理獣医師の産業動物医療指針」として作成した。

(目的及び基本理念)

獣医師法第1条においては、「獣医師の任務」として、「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」旨が規定され、獣医師の社会責務、獣医師業務の公共性が謳われている。

産業動物医療の目的は、単に産業動物の診療に止まらず、畜産経営の効率化と生産性の向上等動物の所有者又は管理者(以下、農場)の要請に応えることにあり、また、家畜の伝染病のみならず、人と動物の共通感染症の予防、まん延防止等も含まれる。

一方、食品の安全性は国民の一大関心事となっており、産業動物医療においては、医薬品等の残留防止、薬剤耐性菌の発現防止等に十分留意するのみならず、畜水産食品を介した食中毒の発生防止等にも配慮しなければならない。また、畜産物が食品以外の幅広い用途に供されることや畜産公害の防止等、公衆衛生、環境衛生にも配慮して農場を指導する必要がある。したがって、産業動物医療は、動物の健康、畜産振興のみならず、人の健康、公衆衛生にも密接にかかわる社会的、公共的な性格を有するものであることを認識すべきである。また、産業動物の経済動物としての側面を考慮しつつ、動物福祉にも配慮を怠ってはならない。

農場管理獣医師協会会員の獣医師(以下、農場管理獣医師)は、自己の業務に誇りを持つとともに、動物を慈しみ、農場の気持ちにも配慮して産業動物医療を提供し、消費者に対して畜産物の生産過程における安全性をアピールするように努めなければならない。また、インターネット社会の進展が著しいなか、農場管理獣医師も消費者および社会に対して情報発信をする手段としてインターネットの利用を積極的進める必要がある。

(一般行動指針)

獣医師は、すべての職域に共通する総論的な獣医師倫理規範として日本獣医師会が1995年に定めた「獣医師の誓い-95年宣言」(p. 4掲載参照)の内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

(法令の遵守)

農場管理獣医師は、社会人としての責任、義務として、法令を含む一般的な社会規範を遵守することは当然であるが、特に、獣医師法、獣医療法だけでなく、獣医師業務に係る薬事法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農業災害補償法、狂犬病予防法等の諸法令についても、その内容を十分に理解し、くわえて環境関連の法律や家畜排泄物処理法、ポジティブリスト制度、悪臭防止法、JAS法などの内容も理解し、これを遵守しなければならない。もし、農場管理獣医師が他人の重大な違法行為を知ったときは、前記のことに鑑み、公務員に準ずる行動として、当局に告発することにする。

#### (立入と検証の受入)

農場管理獣医師は法律の定めるところにより立入を受ける場合はこれに協力しなければならない。これに加えて、農場管理獣医師は当該協会が会則により行う立入に積極的に協力し、農場と農場管理獣医師の関わり合いについて検証を受けなければならない。これにより、農場と農場管理獣医師の関係が正常に保たれ、遵法精神に則った業務の遂行が保証される。このことは、消費者の信頼を得る根拠となり、ひいては農場管理獣医師自身を守ることにもつながる。

農場管理獣医師協会の立ち入り検査等において重大な過誤が指摘されたときには役員会において原因の究明と責任を明らかにし、再発防止策を策定し、検証の済んだ時点で速やかに公表するものとする。

#### (診療技術水準の確保)

農場管理獣医師は、社会の要請に応えることができるように、最新の専門知識、技術を習得し、常に高い診療技術水準を維持するように生涯学習に努めなければならない。このためには、農場管理獣医師は、学術集会、研修会等に積極的に参加し、また、学術雑誌、書籍等を通じて専門知識を吸収するとともに、自ら得た成果を他の農場管理獣医師にも伝達する等により、産業動物医療全体の発展に努めなければならない。

#### (インフォームド・コンセント)

##### (1) インフォームド・コンセントの意義と目的

インフォームド・コンセントは、農場管理獣医師と農場との間の信頼関係を築き、両者が協力し合うことによってより良い産業動物医療を提供することを目的として実施するものである。すなわち、診療に関する十分な事前説明を行うことが産業動物医療サービスの重要な要素であるとの認識を持つ農場管理獣医師と、診療に関する懇切丁寧な事前説明を受けて診療内容を決定したいと望む農場とが相互に信頼して協力し、飼育動物に良質で適正な産業動物医療を施すことが極めて重要である。また、農場管理獣医師は、産業動物医療の提供のみではなく、適切な経営指導にも努めるべきであり、その結果として農場に利益をもたらし、経営の安定が図られることにより、技術者である農場管理獣医師と経営者である農場の信頼関係を確立することができる。

なお、インフォームド・コンセントは、診療トラブルを防止するために行うものではない。農場管理獣医師がインフォームド・コンセントの目的、意義を十分に踏まえ、誠意を持って農場に接し、良好な信頼関係を築きつつ適正な産業動物医療サービスに努めることが、結果として診療トラブルの防止につながるものである。

##### (2) 農場管理獣医師による事前説明

診療に際し、農場管理獣医師は、農場の知識や管理技術、経営状態、心理や感情、関係者間の人間関係等に配慮しながら、次のような事項について説明する必要がある。

- ・ 受診動物の病状：稟告をもとに十分な診察を行って、病状や考えられる原因についてわかりやすく説明する。
- ・ 検査や診療の方針とその選択肢：検査の必要性や検査法、あるいは検査に伴う危険性の有無について説明する。また、治療法、飼養管理の改善、予測される結果についても説明する。治療法に選択肢がある場合には、それぞれについて説明し、農場と協議のうえ治療方針を決定する。使用する医薬品の薬効、投与方法、副作用、休業期間等についても併せて説明する。
- ・ 予後等：初診時・継続治療中の所見及び学術データ等から予測できる予後について理解しやすく説明する。また、農場が受診動物に対して日常行うべきケア等のほか、速やかに農場管理獣医師に連絡すべき異変についても農場に十分説明する。なお、予後の判定については、経済的事情等も含めて農場の意向を十分考慮して説明する。
- ・ 診療料金：家畜共済診療点数表等により定められた診療料金の範囲を超えて診療する場合には、農場の了解を得ながら行うことが必要である。

#### (医薬品の使用等)

### (1) 劇毒薬・要指示医薬品等の処方

劇毒薬、ワクチン等の生物学的製剤、その他要指示医薬品等の農林水産省令で定められている医薬品については、獣医師が自ら診察しないで投与し、処方することは禁じられており、農場管理獣医師はこのことに十分留意しなければならない。また、劇毒薬については、ほかの医薬品と区別して保管し、毒薬の保管場所は、施錠しなければならない。

なお、獣医師が診療の範囲を超えて医薬品を交付等することは、医薬品の無許可販や製造に該当し、薬事法に抵触する。

(イ) 要指示医薬品については、その性質から「獣医師自らの診察に基づく獣医師自らの使用を原則」とするが、獣医師がその処方にかかる指示を行うにあたっては、獣医師の指示を文書化した動物用医薬品指示書(以下「指示書」という。)の適正な発行に努めるとともに、次の事項に十分配慮しなければならない。

① 指示書は1部4枚複写の様式になっている。指示書を発行した獣医師は、「獣医師控」を保存し、「提出用写」をあらかじめ都道府県ごとに定められた提出先に提出し、「販売業者用」及び「使用者用」を農場に交付すること。

② 指示書を発行した獣医師は、事前にその用法・用量その他取扱い上の注意事項を当該農場に確実に指示するとともに、指示を逸脱して使用することのないよう指導を行う。また、使用者が「使用者用」の指示書の保存を確実に行うよう指導すること。

### (2) 薬剤残留と薬剤耐性への配慮

畜水産食品中の薬剤残留を防止するため使用基準が定められている使用規制対象医薬品については、使用対象動物、用法及び用量、使用禁止期間、帳簿の記載について使用者に対し十分な指導を行わなければならない。また、獣医師が診療に係る対象動物の疾病の治療のためにやむを得ず使用基準を超えて使用規制対象医薬品を使用する場合には、使用者に対して十分な安全の確保に必要な出荷制限期間を出荷制限期間指示書により指示しなければならない。抗菌性物質製剤については、病原菌の薬剤耐性発現を防止するため、添付書類の記載を遵守して使用する必要がある。特に、ニューキノロン系等人の医療上重要な抗菌性物質製剤については、第一次選択薬が無効の症例のみに限り使用することとし、原則として感受性を確認し、適応症の治療に必要な最小限の期間の投与にとどめなければならない。

### (3) 医薬品の適用外使用及び未承認医薬品の使用

獣医師が、動物用医薬品を承認の範囲や定められた使用基準を超えて使用したり、動物用医薬品として承認されていない人用医薬品を使用すること(適用外使用)、動物用としても人用としても承認されていない医薬品を使用すること(未承認医薬品の使用)は、承認されている動物用医薬品では治療の効果が期待できない等、診療上やむを得ない必要がある場合には許される。しかし、適用外使用や未承認医薬品を使用する場合には、当該対象医薬品の名称、成分名、用法、用量、出荷制限期間及び当該医薬品の由来等、必要事項を診療簿に記載しなければならない。また、出荷制限期間については動物の農場に指示するとともに、指示した事項が遵守されるよう指導監督すること等に十分留意しなければならない。

なお、これらの行為によって副作用等の事故が発生した場合の責任は、獣医師にあることに十分留意する必要がある。

### (4) 医薬品等の副作用の報告

獣医師は、医薬品又は医療用具について、これらを使用することによる副作用によると疑われる疾病、障害又は死亡の発生等を知った場合に、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、それらの情報を農林水産大臣に報告しなければならない。

### (5) 治験薬の使用

治験のための薬物の使用及び管理は、薬事法に基づく「動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」により厳しく規制されている。医薬品の開発業者等から薬剤の治験を依頼された場合、獣医師は、治験依頼者との間で締結する治験に関する契約に基づき、適切に実施しなければならない。

#### (診療簿の記載・保存及び診断書等の交付)

獣医師は、診療を行った場合は、診療に関する事項を診療簿に記載するとともに、これを3年間(牛等の反すう獣については8年間)保存しなければならない。特に、要指示医薬品、使用基準が定められている医薬品の処方にあたっては、その使用に関し、文書により適切に指示しなければならない。また、獣医師の責任を明らかにし、その適正を期するため、獣医師は、自らの診察によって疾病を確認することなしに診断書及び指示書を交付してはならない。

なお、農場から診療簿の開示を求められた場合には、積極的にこれに応じるように努めなければならない。

#### (農場等に対する指導)

### (1) 動物の保健衛生指導

獣医師は、食品としての畜産物の安全性の確保を十分に念頭におき、個体識別に関する措置等も含めて農場に対する保健衛生指導を行わなければならない。保健衛生指導にあたっては、最新の衛生管理手法を取り入れ、生産性の向上等にも配慮しな

なければならない。また、獣医師は、診療対象動物が人と共通の感染症に罹患している疑いがあると認めるときは、農場に対して、感染防止上必要かつ適正な方法等について指導しなければならない。

## (2) 動物愛護に関する指導

獣医師は、動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則、すなわち、「動物が命あるものであることに鑑み、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」ことを十分に理解しなければならない。動物愛護と福祉は、産業動物医療分野においても重要な事項であるが、生産性を追及するあまり、ややもすると忘れられがちである。したがって、獣医師は、農場に対して快適な環境の整備や良好な飼養管理について指導しなければならない。このことは結果として傷病の発生防止、生産性の向上にもつながるものである。

## (3) 農場の生産記録と記帳証拠書類の保存に関する指導

農場管理獣医師は、関与農場の生産記録の記帳内容について、特に薬品の使用や給与飼料の内容について誤りのないよう定期的に検査し、正確な記録を残すように指導しなければならない。

正確な記録や証明書、伝票などの記帳証拠書類の保存は問題がおきた場合の原因究明に役立つばかりでなく、適正な生産過程を証明する証拠になり、消費者に対する信頼の証になる。

### (動物愛護と福祉)

#### (1) 手術・処置等における疼痛管理

産業動物では生産性や生産物の品質、管理上の利便性などから行う断尾、毛刈り、除角、去勢、蹄鉄・鼻環・耳標の装着、焼烙・烙印等については、熟練した技術のもとで、疼痛の除去に配慮して実施しなければならない。そのため、獣医師は、産業動物の疼痛管理についての認識を新たにし、安全で苦痛を与えない麻酔等に関する知識・技術の修得と研鑽に努める必要がある。

#### (2) 遺伝性疾患

獣医師は、遺伝性疾患に罹患していると診断された動物について、その病性と予後、生産に寄与できるか否か等、疾病に関する情報を農場に提供し、説明しなければならない。また、すでに遺伝性疾患の形質を有することが判明している動物を交配させる場合は、当該疾患の発生予防を考慮した交配が必要である。

#### (3) 殺処分

法令に基づいて動物を殺処分する場合は、関係する法令や指針に定められた手続きに従って行わなければならない。また、獣医学的あるいは経済的な理由等により動物を殺処分しなければならない場合は、その妥当性について農場と十分に協議したうえで、適切で苦痛のない安楽死と認められる方法で行わなければならない。

### (診療施設の管理・運営)

#### (1) 感染性廃棄物等の処理

診療に伴い発生する使用済みの注射針、ガーゼ、バイアル瓶や血液等の廃棄物については、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分別し(分別できない場合は、感染性廃棄物として扱う)、滅菌処理等を行って再利用する場合を除き、専門の処理業者等に回収、処理させなければならない。また、往診先における廃棄物は自己の責任において持ち帰り、分別処理を行わなければならない。

#### (2) 診療施設のスタッフ間の協調・連携

診療施設を開設する獣医師は、診療施設の健全な運営に努めるとともに、勤務獣医師を含む従業員の就業条件、福利厚生等についても十分に配慮し、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

### (獣医師の連携と協力)

獣医師は、動物及び農場の利益を損なうことがないようにお互いに連携し、協力体制を構築する必要がある。

#### (1) 他の獣医師への情報の提供

農場が診療動物を他の獣医師に受診させる場合、あるいは農場及び診療した他の獣医師から診療情報の提供を求められた場合は、適正に対応しなければならない。また、他の獣医師が診療した動物を診療した獣医師は、得られた情報を獣医学的な観点から客観的に評価して対応しなければならない。診療情報については、研修会等を通じて他の診療施設の獣医師と交換することにより、獣医師相互の知識・技術を向上させるように積極的に努めるとともに、農場の個人情報の保護にも十分に配慮しなければならない。

#### (2) 他の獣医師又は診療施設の紹介

対応困難な症例に遭遇し、農場の希望する医療が提供できない場合には、獣医師は、農場の希望等を聞いたうえで、対応可能な他の獣医師を紹介しなければならない。

### (3) 法廷での証言

獣医師が他の獣医師の診療内容等について法廷で意見陳述を求められた場合には、その時点における獣医学術の水準を考慮し、自らの信念に基づいて公正な判断、意見を述べなければならない。

#### (個人情報の保護)

農場管理獣医師が業務上知り得た農場に関する個人情報(飼育動物に関する情報も含まれる)については、獣医師法その他の法律で特に守秘義務が課せられているわけではないが、一般的に個人情報の保護が求められている中で、農場管理獣医師は、農場に関する個人情報を保護しなければならない。

## Ⅲ. 生産履歴情報の記録と書類の保存および公開

生産履歴の記録と保存は、農場が消費者に提供する畜産物にたいして、安心を保証するために農場管理獣医師協会が与える認証の根拠となるもので、きわめて重要な事柄である。

記録し保存された情報は消費者の求めるときには公開しなければならないので、第三者が見ても分かるように整理しておくことが必要である。電子的に情報を蓄積し、公開する場合には情報は整理されているわけであるが、誤入力がないように細心の注意を払わなければならない。

#### (農場の場合)

### (1) 記録

農場は毎日の作業を備付の日誌に記録する。記録の様式は特に定めないが、次の項目は必須とする。

- ・ 日付
- ・ 使用したすべての動物用医薬品、ポジティブリスト収載薬品、保健栄養剤および飼料添加物の名前と、休業期間のあるものはその期間、投与した家畜の個体識別番号
- ・ 病気の治療をした場合はその処置と病名、あるいは除角や削蹄などの治療以外の処置名と使用した薬品名
- ・ 飼料の変更がある場合はその飼料の名称と購入先
- ・ 出生、導入または出荷、死亡などの移動、牛にあっては個体識別センターへの届出
- ・ 農場内または畜舎内での移動

### (2) 書類の保存

農場は法的に義務付けられているか、あるいは銘柄などのために自主的に保存する書類のほか、次の証拠書類を最低3年間は保存する。

- ・ 前項の備付作業日誌
- ・ 動物用医薬品指示書、出荷制限指示書
- ・ 飼料の入手先の特定できる伝票類と各飼料の安全性を証明した資料
- ・ 出荷先の特定できる資料

#### (農場管理獣医師の場合)

### (1) 記録

農場管理獣医師は法律で定めのある書類を作成する他、農場の作成する作業日誌に目を通し、薬品名や飼料名、処置名などの専門的な事項の誤記が無いことを確認する。

### (2) 書類の保存

農場管理獣医師は法律で義務付けられている書類を保存するほか、農場の備付作業日誌の写しを保存しておくことが望ましい。

## Ⅳ. 認証基準

### (農場認証)

農場管理獣医師協会の農場認証は当協会の理念に賛同し、当協会会員獣医師の関与のもと当協会の飼育管理マニュアルⅠ、Ⅱ、Ⅲを忠実に履行した農場に対して当協会の審査を経て与えられる。

認証農場は、生産された畜産物に「農場管理獣医師協会認証農場」の表示を許可される。

## (個体認証)

農場管理獣医師協会の個体認証は当協会の理念に賛同し、当協会会員獣医師の関与のもと当協会の飼育管理マニュアルⅠ.

Ⅱ. Ⅲ. を忠実に履行した農場で生産された畜産物のうち個体識別の明確なものに対して与えられる。

「FMVA健康管理証明書」の発行を伴う認証は、出荷前5日間の健康状態が臨床的に見て異常の無いことが前提(何らかの原因で緊急と畜されるものを除く)で、薬品の使用状況などから見て以下のレベルを設定する。

- ・ レベル1：出生後の生産履歴が明らかで薬品の使用がまったく無いもの  
表記-「出生後動物用医薬品の投与が全く無い」
- ・ レベル2：当該農場で6ヶ月以上継続飼育され、薬品の使用が無いもの  
表記-「肥育期間を通じて動物用医薬品の投与が無い」
- ・ レベル3：当該農場で6ヶ月以上継続飼育され、生物学的製剤(ワクチン)以外の薬品の使用が無いもの  
表記-「肥育期間を通じて適正なワクチン以外の動物用医薬品の投与が無い」
- ・ レベル4：当該農場で6ヶ月以上継続飼育され生産履歴が明らかで、飼育期間中の薬品の使用が出荷前6ヶ月以上無いもの  
表記-「動物用医薬品の投与は関係所法令の規則を厳守し、投与後6ヶ月以上を経過している」
- ・ レベル5：当該農場で6ヶ月以上継続飼育され、生産履歴が明らかで、飼育期間中の使用薬品の休薬期間、出荷制限期間が経過しているもの  
表記-「動物用医薬品の投与は関係所法令の規則を厳守している」